

施策評価シート（評価実施年度：平成27年度）

事務事業所管部局長 (幹事部局)	健康福祉部長 藤間 博之	電話番号	0852-22-5230
---------------------	--------------	------	--------------

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保
目的	○経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
就労により自立した世帯の割合（年間）	目標値	/	11.20	11.20	11.40	11.40	%	目標値	/						
	取組目標値	/						実績値	/						
	実績値	11.20	11.10	9.60	11.51			達成率	/						
	達成率	/	99.10	85.70	101.00				/						
	目標値	/					%	目標値	/						
	取組目標値	/						実績値	/						
	実績値							達成率	/						
	達成率	/							/						
定性目標	平成24年度～平成27年度														
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	H26年度実績値がH27年度目標値を上回ったが、指標の性格上、年度間の変動が大きいため、目標値の再設定は行わない。														

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯はH21年1月以降、開始件数が急増したが、H24年度以降減少に転じ、H26年度は前年度に比して0.3ポイント減少した。(開始件数の推移)H21年度749件、22年度837件、23年度857件、24年度769件、25年度683件、26年度681件 「その他世帯」はH20年度のリーマンショック以降急増していたが、H26年度は4.5ポイント減少した。(H19年度に比して26年度は約2.3倍の増加(その他世帯の推移)H19年度494世帯、20年度567世帯、21年度706世帯・・・25年度1152世帯、26年度1112世帯 本年4月、生活困窮者自立支援法が施行され、生活に困窮する離職者等に対して早期から支援する取組が始まった。 本年3月、「発見から保護・支援につなぐ体制の整備」を基本方針の一つとした「子どものセーフティネット推進計画」を策定した。 戦没者等の妻に対する特別給付金など各種給付金の裁定について、正確で迅速な事務処理を行っている。(H26年度 受付95件、処理88件 93%) 中国帰国者対策については、支援給付制度の実施主体である4市町と連携を図りながら進めている。
---	--

④総合的な評価

評価時点での総合的な評価	判断	その理由
A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいるが見直す点もある C:あまり順調に進んでいない	A	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯のうち、就労収入増加により自立できた世帯数はH26年度128件(11.51%)で、成果参考指標の目標値を上回った。 生活困窮者に対しては、各市町村の自立相談支援機関において早期からの支援に取り組みされている。 戦没者等の遺族等への援護事務は、各種給付金等の裁定事務など国の示す手続きに従い適切に実施している。また、中国帰国者対策は、支援給付等、関係市町と連携・指導等適切に実施している。

⑤課題の認識

(1)平成27年度末の施策目的の達成状況(予測)	判断	その理由(「総合的な評価」の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載)
A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	B	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者への支援については、ハローワーク等を通じた一般就労以外の「支援の出口」が開拓されていないため、一般就労が困難なケースについて支援が行き詰まることが懸念される。 戦没者の遺族等への援護事務については、H27年度から始まる特別弔慰金において、3年間の請求期間で約2万件の請求が予想され、未請求による時効失権が発生することが懸念される。
(2)施策の目的達成に向けての課題		<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯のうち、比較的就労阻害要因が少ない「その他世帯」に対して就労指導をはじめとする自立支援を強化していく必要がある。 就労訓練等の受入側に生活困窮者自立支援制度が未だ浸透しておらず、相談支援機関も開拓のノウハウが蓄積されていないため、成功事例・ノウハウを蓄積していけるような先導的取組が必要である。 「子どもの貧困」は比較的新しい政策課題であり、「発見から保護・支援につなぐ」ことについて、どのように取り組むのか明確になっていないため、県において取組の方向性を整理する必要がある。 戦没者の遺族等への援護事務については、特別給付金及び特別弔慰金等の各種給付金の未請求による時効失権を防止するため、受給権者の把握、請求勧奨、広報活動の実施等を的確に進めていく必要がある。 中国帰国者対策については、引き続き事務監督を的確に実施するなど、実施主体である市町との連携を図り、支援給付制度の適正な運用が図られるよう努める。

⑥今後の取組の方向性

課題解決に向けての今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯の自立を促進するために、H17年度から個々の状況に応じた自立支援プログラムによる支援や、社会保障給付金等の手続き、医療介護のサービスの利用が図れるよう取り組んできた。また、H22年度から就労支援員の配置を進めてきているが、これまで以上にハローワークとの連携を密にし、生活困窮者自立支援法との事業連携を図っていく。 各市町村福祉事務所において、生活相談等に対する適切な対応や生活保護の適正実施、他法他施策の活用が図られるよう引き続き指導監督を実施するとともに、町村への支援体制についても確保していく。 生活困窮者に対する支援として、就労体験に協力する事業者等の開拓に取組み、支援の受け皿を増やしていく。 子どもの貧困対策については、市町村に取組の方向性を示した上で、現在の体制の点検や整備を行うよう促す。 各種給付金のうち、戦没者等の妻に対する特別給付金等の未請求分について、受給権者の把握、請求勧奨を的確に進めていく。また、H27年度から始まった特別弔慰金については、広報、新規対象者への請求勧奨を行うとともに、市町村等関係者への制度説明や周知を実施していく。 中国帰国者対策については、引き続き事務監督を的確に実施するなど、実施主体である市町との連携を図り、支援給付制度の適正な運用が図られるよう努める。
--------------------	--